

タイトル	佐々木仁三郎「北海道炭鉱汽船株式会社職員組合の運動と組織力」 資料編(黒田重雄教授退職記念号)
著者	大場, 四千男
引用	北海学園大学経営論集, 7(4): 145-178
発行日	2010-03-25

佐々木仁三郎「北海道炭鉱汽船株式会社 職員組合の運動と組織力」資料編

北海道石炭鉱業資料集監修
大 場 四 千 男

目 次 本 編

- 第1章 戦後の混乱と生産復興
 - 第2章 経営民主化
 - 第3章 組織
 - 第4章 労働協約
 - 第5章 賃金と給与交渉
 - 第6章 退職金手当（6巻3号上）
 - 第7章 合理化（6巻4号中）
 - 第8章 合理化(2)（7巻1号下の一）
 - 第9章 人員確保対策（7巻3号下の二）
 - 第10章 平和闘争
 - 第11章 石炭政策
 - 第12章 保安，災害
- 資料編（本号7巻4号）

資料編

- 1 歴代執行部役員名
（昭和21年2月～58年3月）
 - ① 北炭単一職員組合時代
 - ② 北炭職員組合連合会時代
 - ③ 北炭職員組合時代
 - ④ 北炭職員組合協議会時代
- 2 社員賃金統計資料
 - ① 昭和22年～31年基準賃金推移表
 - ② 昭和33～40年度基準内給推移表
 - ③ 昭和41～45年度基準内給推移表
 - ④ 昭和46～50年度基準内給推移表
 - ⑤ 昭和41～45年度基準外諸手当推移表
 - ⑥ 昭和46～50年度基準外諸手当推移表
 - ⑦ 昭和25～40年度期末手当推移表
 - ⑧ 昭和46～50年度期末手当推移表
 - ⑨ 社員賃金構成表

3 清水沢炭鉱閉山，夕張新鉱事故等資料

① 清水沢炭鉱閉山関係

② 夕張新鉱事故関係

1 歴代執行部役員名

① 北炭単一職員組合時代

初代（自昭和21年2月～至昭和21年7月）

会 長 青 木 茂（夕張）

副 会 長 梶 杜 康次郎（平和）

書 記 長 塚 田 庄 平（夕張）

2代（自昭和21年8月～至昭和21年12月）

会 長 加 藤 博 俊（幌内）

副 会 長 杉 田 正（本店）

書 記 長 高 橋 甲 一（幌内）

3代（自昭和22年1月～至昭和22年3月）

会 長 島 田 太 市（神威）

副 会 長 梅 津 通（神威）

書 記 長 岩 切 竜 雄（空知）

4代（自昭和22年4月～至昭和22年8月）

会 長 塚 田 庄 平（夕張）

副 会 長 飯 塚 喜 之（本店）

〃 五十嵐 良 一（支社）

書 記 長 坂 田 淳 二（夕張）

5代（自昭和22年9月～至昭和23年4月）

委 員 長 梅 津 通（神威）

副 委 員 長 石 村 芳 男（支社）

〃 村 上 元 道（夕張）

事 務 局 長 本 多 秀 三（幌内）

6代（自昭和23年5月～至昭和23年9月）

委 員 長 村 上 元 道（夕張）

副 委 員 長 高 須 英 雄（空知）

〃 梅 津 通（神威）

事 務 局 長 本 多 秀 三（幌内）

7代（自昭和23年10月～至昭和24年3月）

委 員 長 梅 津 通（神威）

副 委 員 長 村 上 元 道（夕張）

〃 魚 戸 浩（幾春別）

- 事務局長 本 多 秀 三 (幌 内)
〃 次長 佐々木 正 (神 威)
専門部長 鶴 岡 博 (幌 内)
- 8代 (自昭和 24 年 4 月～至昭和 25 年 2 月)
委員長 村 上 元 道 (夕 張)
副委員長 本 多 秀 三 (幌 内)
事務局長 小 賀 徳 二 (夕 張)
総務部長 米 沢 勇 (幌 内)
- 9代 (自昭和 25 年 3 月～至昭和 25 年 8 月)
委員長 本 多 秀 三 (幌 内)
副委員長 西 山 三次郎 (空 知)
事務局長 岩 間 旭 (夕 張)
総務部長 米 沢 勇 (幌 内)
- 10代 (自昭和 25 年 9 月～至昭和 26 年 2 月)
委員長 塚 田 庄 平 (夕 張)
副委員長 本 多 秀 三 (幌 内)
事務局長 岩 間 旭 (夕 張)
組織部長 西 山 三次郎 (空 知)
調査部長 沢 田 隆 (空 知)
情宣部長 中 川 幸 雄 (新幌内)
- 11代 (自昭和 26 年 3 月～至昭和 27 年 2 月)
委員長 佐 藤 寅之助 (夕 張)
副委員長 西 山 三次郎 (空 知)
事務局長 宮 本 文 雄 (幌 内)
組織部長 沢 田 隆 (空 知)
情宣部長 竹 谷 浩 (平 和)
調査部長 伊 藤 学 (札 幌)
- 12代 (自昭和 27 年 3 月～至昭和 28 年 1 月)
委員長 佐 藤 寅之助 (夕 張)
副委員長 沢 田 隆 (空 知)
事務局長 前 田 武 雄 (幌 内)
調査部長 伊 藤 学 (札 幌)
情宣部長 中 谷 重 信 (登 川)
組織部長
- 13代 (自昭和 28 年 2 月～至昭和 28 年 9 月)
委員長 佐 藤 寅之助 (夕 張)
副委員長 沢 田 隆 (空 知)
事務局長 前 田 武 雄 (幾春別)
情宣部長 大 塚 駿 助 (夕 張)
調査部長 中 谷 重 信 (登 川)

14代（自昭和28年10月～至昭和29年2月）

委員長 沢田 隆（空知）
副委員長 中谷 重信（登川）
事務局長 前田 武雄（幾春別）
情宣部長 大塚 駿助（夕張）
調査部長 加賀谷 勇吉（夕張）

15代（自昭和29年3月～至昭和30年2月）

委員長 中谷 重信（登川）
副委員長 日野 文麿（夕張）
事務局長 中島 俊美（幌内）
情宣部長 知野 幸雄（幌内）
調査部長 加賀谷 勇吉（夕張）

16代（自昭和30年3月～至昭和31年3月）

委員長 中野 政雄（夕張）
副委員長 中谷 重信（平和）
事務局長 中島 俊美（幌内）
情宣部長 大槻 寿夫（空知）
調査部長 知野 幸雄（幌内）

② 北炭職員組合連合会（略称 北炭職連）時代

17代（自昭和31年4月～至昭和32年4月）

委員長 中野 政雄（夕張）
事務局長 中谷 重信（平和）
情宣部長 浅野 喜代治（空知）
調査部長 知野 幸雄（幌内）

18代（自昭和32年4月～至昭和32年4月）

委員長 中野 政雄（夕張）
事務局長 中谷 重信（平和）
情宣部長 浅野 喜代治（空知）
調査部長 橋本 政之（幌内）

19代（自昭和32年4月～至昭和33年8月）

委員長 中野 政雄（夕張）
事務局長 中谷 重信（平和）
情宣部長 浅野 喜代治（空知）
調査部長 橋本 政之（幌内）

20代（自昭和33年8月～至昭和34年6月）

委員長 浅野 喜代治（空知）
事務局長 佐々木 仁三郎（平和）
調査部長 橋本 政之（幌内）

- 情宣〃菅原 策 吉(夕張)
 21代(自昭和34年6月～至昭和35年5月)
 委員長 浅野 喜代治(空知)
 事務局長 佐々木 仁三郎(平和)
 調査部長 橋本 政之(幌内)
 情宣〃菅原 策 吉(夕張)
 22代(自昭和35年5月～至昭和36年6月)
 委員長 佐々木 仁三郎(平和)
 事務局長 高橋 留藏(幌内)
 調査部長 菅原 策 吉(夕張)
 情宣〃本間 三治(空知) 35年12月退任
 同 五十嵐 一男(同) 35年12月就任
 23代(自昭和36年6月～至昭和37年7月)
 委員長 佐々木 仁三郎(平和)
 事務局長 高橋 留藏(幌内)
 次長 品川 義雄(夕張)
 24代(自昭和37年7月～至昭和38年7月)
 委員長 佐々木 仁三郎(平和)
 事務局長 高橋 留藏(幌内)
 次長 品川 義雄(夕張)
 25代(自昭和38年7月～至昭和39年7月)
 委員長 佐々木 仁三郎(平和)
 事務局長 高橋 留藏(幌内)
 次長 品川 義雄(夕張)

③ 北炭職員組合(略称 北炭職組)時代

- 初代(自昭和39年7月～至昭和40年7月)
 執行委員長 佐々木 仁三郎 本部 駐在(平和)
 副執行委員長 矢口 嘉一 夕張支部 〃(夕張)
 〃 舛田 行男 平和 〃 〃(平和)
 〃 木本 亮博 幌内 〃 〃(幌内)
 事務局長 品川 義雄 本部 〃(夕張)
 〃 次長 斉藤 傳一 〃 〃(〃)
 執行委員 堀井 清明 夕張支部 〃(〃)
 〃 吉井 政典 〃 〃 〃(〃)
 〃 本間 勝 平和 〃 〃(平和)
 〃 佐々木 英治 幌内 〃 〃(幌内)
 2代(自昭和40年7月～至昭和41年7月)
 執行委員長 佐々木 仁三郎 本部 駐在(平和)

副執行委員長	矢口嘉一	夕張支部	〃	(夕張)
〃	舛田行雄	平和	〃	(平和)
〃	木本亮博	幌内	〃	(幌内)
事務局長	品川義雄	本部	〃	(夕張)
〃次長	斉藤傳一	〃	〃	(幌内)
執行委員	堀井清明	夕張支部	〃	(夕張)
〃	吉井政典	〃	〃	(〃)
〃	本間勝	平和	〃	(平和)
〃	近藤一男	幌内	〃	(幌内)

3代（自昭和41年7月～至昭和42年7月）

執行委員長	佐々木仁三郎	本部	駐在	(平和)
副執行委員長	矢口嘉一	夕張支部	〃	(夕張)
〃	舛田行雄	平和	〃	(平和)
〃	木本亮博	幌内	〃	(幌内)
事務局長	斉藤伝一	本部	〃	(〃)
〃次長	末永有俊	〃	〃	(夕張)
執行委員	堀井政明	夕張	〃	(〃)
〃	吉井政典	〃	〃	(〃)
〃	本間勝	平和	〃	(平和)
〃	近藤一男	幌内	〃	(幌内)

4代（機構改革）（自昭和42年7月～至昭和43年12月）

執行委員長	佐々木仁三郎	本部	駐在	(平和)
事務局長	斉藤伝一	〃	〃	(幌内)
〃次長	末永有俊	〃	〃	(夕張)
夕張支部委員長	堀井清明	夕張	〃	(〃)
〃副委員長	吉井政典	〃	〃	(〃)
〃書記長	本間巖	〃	〃	(〃)
平和支部委員長	舛田行雄	平和	〃	(平和)
〃書記長	本間勝	〃	〃	(〃)
幌内支部委員長	木本亮博	幌内	〃	(幌内)
〃書記長	鈴木儀信	〃	〃	(〃)

5代（自昭和43年12月～至昭和44年7月）

執行委員長	佐々木仁三郎	本部	駐在	(平和)
副執行委員長	斉藤伝一	〃	〃	(幌内)
事務局長	末永有俊	〃	〃	(夕張)
夕張支部委員長	吉井政典	夕張	〃	(〃)
〃副委員長	村田胖	〃	〃	(〃)
〃書記長	本間巖	〃	〃	(〃)
平和支部委員長	舛田行雄	平和	〃	(平和)
〃書記長	本間勝	〃	〃	(〃)

幌内支部委員長	木本亮博	幌内	〃	(幌内)
〃書記長	鈴木儀信	〃	〃	(〃)
6代(自昭和44年7月~至昭和45年1月)				
執行委員長	佐々木仁三郎	本部	駐在	(平和)
事務局長	斉藤伝一	〃	〃	(幌内)
夕張支部委員長	吉井政典	夕張	〃	(夕張)
〃副委員長	村田 胖	〃	〃	(〃)
〃書記長	本間 巖	〃	〃	(〃)
平和支部委員長	舩田行雄	平和	〃	(平和)
〃書記長	本間 勝	〃	〃	(〃)
幌内支部委員長	木本亮博	幌内	〃	(幌内)
〃書記長	鈴木儀信	〃	〃	(〃)
7代(自昭和45年2月~至昭和46年8月)				
執行委員長	佐々木仁三郎	本部	駐在	(平和)
事務局長	斉藤伝一	〃	〃	(幌内)
夕張支部委員長	吉井政典	夕張	〃	(夕張)
〃副委員長	佐藤 強	〃	〃	(〃)
〃書記長	本間 巖	〃	〃	(〃)
平和支部委員長	新谷喜代治	平和	〃	(平和)
〃書記長	本間 勝	〃	〃	(〃)
幌内支部委員長	木本亮博	幌内	〃	(幌内)
〃書記長	鈴木儀信	〃	〃	(〃)
8代(自昭和46年9月~至昭和47年10月)				
執行委員長	佐々木仁三郎	本部	駐在	(平和)
事務局長	斉藤伝一	〃	〃	(幌内)
夕張支部委員長	佐藤 強	夕張	〃	(夕張)
〃書記長	本間 巖	〃	〃	(〃)
平和支部委員長	新谷喜代治	平和	〃	(平和)
〃書記長	本間 勝	〃	〃	(〃)
幌内支部委員長	木本亮博	幌内	〃	(幌内)
〃書記長	鈴木儀信	〃	〃	(〃)
9代(自昭和47年10月~至昭和48年9月)				
執行委員長	佐々木仁三郎	本部	駐在	(平和)
事務局長	斉藤伝一	〃	〃	(幌内)
夕張支部委員長	佐藤 強	夕張	〃	(夕張)
〃書記長	本間 巖	〃	〃	(〃)
平和支部委員長	新谷喜代治	平和	〃	(平和)
〃書記長	本間 勝	〃	〃	(〃)
幌内支部委員長	木本亮博	幌内	〃	(幌内)

10代（自昭和48年9月～至昭和49年9月）

執行委員長	佐々木 仁三郎	本部	駐在	(平和)
事務局 長	斉藤 伝一	"	"	(幌内)
夕張支部委員長	佐藤 強	夕張	"	(夕張)
" 書記長	本間 巖	"	"	(")
平和支部委員長	本間 勝	平和	"	(平和)
" 書記長	松野 倉治	"	"	(")
幌内支部委員長	木本 亮博	幌内	"	(幌内)
" 書記長	鈴木 儀信	"	"	(")

11代（自昭和49年10月～至昭和50年10月） 夕張、平和支部合併

執行委員長	佐々木 仁三郎	本部	駐在	(平和)
事務局 長	斉藤 伝一	"	"	(幌内)
夕張支部委員長	本間 勝	夕張	"	(平和)
" 副委員長	佐藤 強	"	"	(夕張)
" 書記長	松野 倉治	"	"	(平和)
幌内支部委員長	木本 亮博	幌内	"	(幌内)
" 書記長	鈴木 儀信	"	"	(")

12代（自昭和50年10月～至昭和51年9月）

執行委員長	佐々木 仁三郎	本部	駐在	(夕張)
事務局 長	斉藤 伝一	"	"	(幌内)
夕張支部委員長	本間 勝	夕張	"	(夕張)
" 副委員長	松野 倉治	"	"	(")
" 書記長	北野 潔	"	"	(")
幌内支部委員長	木本 亮博	"	"	(幌内)
" 書記長	鈴木 儀信	"	"	(")

13代（自昭和51年9月～至昭和52年2月）

執行委員長	佐々木 仁三郎	本部	駐在	(夕張)
事務局 長	斉藤 伝一	"	"	(幌内)
夕張支部委員長	本間 勝	夕張	"	(夕張)
" 副委員長	松野 倉治	"	"	(")
" 書記長	北野 潔	"	"	(")
幌内支部委員長	木本 亮博	幌内	"	(幌内)
" 書記長	鈴木 儀信	"	"	(")

14代（自昭和52年2月～至昭和53年7月）

執行委員長	斉藤 伝一	本部	駐在	(幌内)
事務局 長	小野 博旨	"	"	(夕張)
夕張支部委員長	本間 巖	夕張	"	(夕張)

副委員長	松野倉治	〃	〃	(〃)
〃	北野潔	〃	〃	(〃)
書記長	吉田文雄	〃	〃	(〃)
幌内支部委員長	木本亮博	幌内	〃	(幌内)
〃 書記長	鈴木義信	〃	〃	(〃)

15代(自昭和53年7月～至昭和53年11月)

執行委員長	木本亮博	本部	駐在(非常駐兼務)	(幌内)
事務局長	小野博旨	〃	〃	(夕張)
夕張支部委員長	本間巖	夕張	〃	(夕張)
〃 副委員長	北野潔	〃	〃	(〃)
〃 書記長	吉田文雄	〃	〃	(〃)
幌内支部委員長	木本亮博	幌内	〃	(幌内)
〃 書記長	鈴木儀信	〃	〃	(〃)

④ 北炭職員組合協議会時代

初代(自昭和53年11月～至昭和54年9月)

議長	木本亮博	札幌駐在(非専従)	(幌内)
事務局長	小野博旨	〃	(夕張)

2代(自昭和54年9月～至昭和55年11月)

議長	木本亮博		
事務局長	小野博旨		

3代(自昭和55年11月～至昭和56年9月)

議長	鈴木儀信	札幌駐在(非専従)	(幌内)
事務局長	小野博旨	〃	(夕張)

4代(自昭和56年9月～至昭和57年9月)

議長	鈴木儀信		
事務局長	小野博旨		

5代(自昭和57年9月～至昭和58年3月) 解散

議長	鈴木儀信		
事務局長	小野博旨		

2 社員賃金統計資料

① 昭和22年～31年基準賃金推移表（単位：円）

期間 内 訳	22.1	22.4	23.4	23.10	26.1	26.10	27.10	28.10	30.1
	22.4	23.3	23.9	25.12	26.9	27.9	28.9	29.12	31.3
本人給	900	2,020	6,060	7,533	9,730	13,672	14,709	15,784	16,105
勤務給	225	250	727	904	1,168	1,641	1,765	1,894	1,933
家族給	480	420	927	1,200	1,200	1,270	1,320	1,344	1,372
現業給	—	4	39	46	60	87	93	87	87
坑内給	135	225	950	1,175	1,515	1,923	2,026	2,146	2,289
職階給	—	80	164	192	327	407	417	406	418
計	1,740	2,999	8,867	11,050	14,000	19,000	20,330	21,661	22,204

- 註 1. 会社係長以下社員の一人当平均額。
 2. 22年1月～23年3月までの平均額はベース協定でなく項目協定であったので該当項目を集計した。
 3. 23年4月～29年12月まではベース協定。
 4. 30年1月以降は上昇額プラス方式となったので見込み平均額。

② 昭和33～40年度基準内給推移表 (単位:円)

年度 人	昭和33年度			昭和34年度			昭和35年度			昭和36年度			昭和37年度	
	1月1日協定	12月末実績	1月1日協定	12月末実績	1月1日協定	12月末実績	1月1日協定	12月末実績	1月1日協定	12月末実績	1月1日協定	12月末実績	1月1日協定	12月末実績
摘要	2,878人	2,876人	2,876人	2,872人	2,425人	2,425人	2,425人	2,425人	2,425人	2,425人	2,425人	2,425人	2,312人	2,312人
給与項目	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額
基本給	6,500	6,500	6,900	7,100	7,100	7,100	7,100	7,100	7,100	7,100	7,100	7,100	7,100	7,100
能力給	11,800	11,564	12,231	11,927	12,347	12,096	13,190	13,149	13,159	13,190	13,149	13,159	13,190	13,149
小計	18,300	18,064	19,131	18,827	19,447	19,196	21,190	21,149	21,159	21,190	21,149	21,159	21,190	21,149
勤続給	1,370	1,324	1,424	1,370	1,470	1,389	1,489	1,499	1,504	1,489	1,499	1,504	1,489	1,499
勤続小計	19,670	19,388	20,555	20,197	20,917	20,585	22,679	22,648	22,663	22,679	22,648	22,663	22,679	22,648
勤務給	1,360	2,327	2,467	2,424	2,646	2,604	2,721	2,718	2,720	2,721	2,718	2,720	2,721	2,718
家族給	1,352	1,327	1,327	1,301	1,301	1,294	1,294	1,289	1,290	1,294	1,289	1,290	1,294	1,289
坑内給	2,735	2,754	2,865	2,859	2,913	2,904	3,092	3,189	3,205	3,092	3,189	3,205	3,092	3,189
坑外現業給	103	99	103	103	106	101	108	98	98	108	98	98	108	98
職階責任給	163	162	162	162	162	149	149	150	150	149	150	150	149	150
合計	26,383	25,057	27,479	27,046	28,045	27,637	30,043	30,092	30,126	30,043	30,092	30,126	30,043	30,092
上昇額	1,343円(5.42%)	250円	1,042円(3.96%)	380円	684円(2.5%)	104円	2,302円(8.329%)	104円	2,406円	2,302円(8.329%)	104円	2,406円	2,242円(7.012%)	130円(他に生能取崩し304円)
初任給	11,620円	11,860円	11,900円	11,900円	13,000円	10,400円	10,400円	10,400円	10,400円	10,400円	10,400円	10,400円	10,400円	10,400円
卒短大卒高専卒														
増給額														
計														
増給額														
計														

年度 人	昭和38年度			昭和39年度			昭和40年度		
	38.7.24現在	38.10.1協定	39.3.31現在	39.4.1協定	40.3.31現在	40.4.1協定	41.3.31現在		
摘要	1,769人	1,769人	1,423人	1,423人	1,301人	1,301人	1,291人		
給与項目	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額		
（固定部分） （可動部分） （小計） （給） （小計） （給）	内容	内容	内容	内容	内容	内容	内容		
（能力給） （勤動給） （給）	一律 1,000 可動 1,308	一律 1,500 可動 1,981	一律 1,500 可動 1,981	一律 1,500 可動 1,981	一律 1,500 可動 1,262	一律 1,500 可動 1,262	一律 1,500 可動 1,262		
勤務給	27,248	29,556	29,117	29,559	32,599	35,958	35,120		
家族給	1,272	1,272	1,255	1,255	1,268	1,268	1,221		
坑内給	1種 335円 2" 300 3" 250 3種有給 190	350円 315 265 204	3,866 3,998	370円 330 280 215	4,202 4,419	据置 4,419	据置 4,419		
坑外現業給	1種 50円 2" 28 1種有給 42 2" 23	据置 45 据置	89 85	据置 89	据置 102	据置 102	据置 98		
職階責任給	237	237	319	319	404	404	410		
合計	32,708	35,207	34,778	38,463	38,989	41,751	41,363		
（錠員見合） （増給額） （上昇額） （計）	4月1日附で改訂することとなったが実際には今年の場合10月1日とした。しかし坑内給、現業給は4月1日遡及計算とした。	錠員見合（5.263%） 増給 初任給改訂 基準外増率引下げ その他（精勤賞与）	1,720円 215 350 148 (66)	錠員見合（9.2985%） 増給 初任給改訂 その他（精勤賞与）	3,234円 215 200 (36)	錠員見合（7%） その他（精勤賞与）	2,729円 (33)		
（大学卒） （短大卒） （高校卒）	大学卒 短大卒 高校卒	16,700円 13,500円 11,500円	19,000円 15,700円 13,500円	21,000円 17,700円 15,500円	21,000円 17,700円 15,500円	21,000円 17,700円 15,500円	21,000円 17,700円 15,500円		

③ 昭和41～45年度基準内給推移表 (単位：円)

年 度	昭和41年度			昭和42年度			昭和43年度			昭和44年度			昭和45年度		
	41.4.1協定 内 容	42.3.31 現 在 金 額	1,274人	42.4.1協定 内 容	43.3.31 現 在 金 額	1,194人	43.4.1協定 内 容	44.3.31 現 在 金 額	1,157人	44.4.1協定 内 容	45.3.31 現 在 金 額	1,098人	45.4.1協定 内 容	46.3.31 現 在 金 額	1,098人
摘 要	1,291人	1,274人	1,274人	1,274人	1,194人	1,194人	1,194人	1,157人	1,157人	1,157人	1,098人	1,098人	1,098人	1,098人	
本給(月額)	(1,500円) 3,396円	38,517 37,895	4,030円	(2,300円) 4,030円	41,925 40,936	4,030円	(3,200円) 5,585円	46,521 45,702	(4,100円) 7,173円	52,875 50,995	(5,100円) 9,082円	60,077 60,077	58,915 58,915	58,915	
家族給(月額)扶家1人	400円	1,221	400円	400円	1,162	400円	400円	1,114	400円	1,069	400円	1,002	965	965	
坑内給(日額)	1種 380円(256円) 2種 340円(238円) 3種 290円(203円) 3種有給 235円(165円)	4,649	4,763	300円(245円) 350円(245円) 300円(210円) 245円(172円)	4,933	5,019	370円(259円) 320円(224円) 260円(183円)	5,334	5,334	5,789	5,864	6,290	6,450	6,450	
坑外現業給(日額)	1種 50円(35円) 2種 28円(20円) 1種有給 45円(32円) 2種有給 23円(16円)	98	99	50円(35円) 28円(20円) 45円(32円) 23円(16円)	105	105	50円(35円) 28円(20円) 45円(32円) 23円(16円)	105	98	98	94	94	85	85	
資格手当(月額)参事主任	2,000円 1,000円	410	428	2,000円 1,000円	428	399	2,000円 1,000円	399	492	492	526	526	637	637	
職階責任給(月額)主任	1,000円	12	14	1,000円	14	8	1,000円	8	7	14	14	130	146	146	
指 令 手 当															
合 計		44,895	44,361		48,561	47,581		53,481	52,730	60,358	58,539	68,163	67,238	67,238	
上 昇 額	(鉱員見合増給その他) 計	2,918円(7.055%) 582円 31円(精勤賞与取消し) 3,531円		3,307円(7.454%) 893円 4,200円			4,910円(10.32%) 990円 5,900円		6,328円(12%) 1,300円 7,628円			7,725円(13.196%) 1,900円 9,625円			
初 任 給	(大学卒短大卒高校卒医 士 齒科医士)	22,000円 18,700円 16,500円 65,000円 63,000円		24,000円 20,700円 18,500円 72,000円 70,000円			27,000円 23,500円 21,000円		31,500円 28,000円 25,000円			36,500円 33,000円 30,000円			
備 考		坑内給()内は社員補で法定係員に選任されていない者。医士並に女子は含まず。	左	同										今年度より社員補を枠内とした	

④ 昭和46～50年度基準内給推移表（単位：円）

(別表2)

年 度	昭和46年度		昭和47年度		昭和48年度		昭和49年度		昭和50年度	
	46.4.1協定 金額	47.3.31 現在 金額	47.4.1協定 金額	48.3.31 現在 金額	48.4.1協定 金額	49.3.31 現在 金額	49.4.1協定 金額	50.3.31 現在 金額	50.4.1協定 金額	51.3.31 現在 金額
人 員	1,060人	987人	987人	917人	917人	866人	866人	847人		
摘 要	内 容	金額	内 容	金額	内 容	金額	内 容	金額	内 容	金額
本 月		68,486		77,723		90,317		144,935		162,305
家族給(月額)扶家1人	400円	915	400円	893	400円	856	400円	856	円	
坑内給	550円		600円		670円		1,010円		1,240円	
2種	470円	7,070	520円	8,179	590円	9,430	930円	14,828	1,160円	18,100
3種	420円		460円		520円		810円		990円	
3種有給	330円		360円		410円		630円		770円	
坑外現業給	60円		60円		70円		150円		170円	
1種	40円	105	40円	108	50円	149	100円	310	120円	377
2種	50円		50円		50円		80円		90円	
2種有給	30円		30円		30円		50円		60円	
資格手当	2,000円	637	2,000円	647	2,000円	685	6,000円	2,106	6,000円	2,178
参事	1,000円		1,000円		1,000円		3,000円		3,000円	
主事	270	279	2,000円	304	3,000円	457	5,000円	733	5,000円	0
職階責任給(月額)主任	2,000円		2,000円		3,000円		5,000円		5,000円	
指令手当(月額)	3,000円	40	3,000円	36	3,500円	42	5,500円	70	6,000円	57
合 計	77,573	76,465	87,887	87,451	103,465	102,067	163,838			
上 昇 額	8,611円(12.807%)		9,622円(12.584%)		13,514円(15.453%)					
増給	1,600円		1,800円		2,500円					
その他	124円(注任手当増分)		円		円					
計	10,335円		11,422円		16,014円					
初 任 給	42,000円		49,000円		58,000円		90,000円		90,000円	
短大卒	38,200円		44,500円		52,500円		82,000円		82,000円	
高校卒	35,000円		41,000円		48,000円		74,000円		74,000円	
備 考	医士並に女子は含まず。 左 同									

⑤ 昭和41～45年度基準外諸手当推移表

種別	年度		昭和41年度		昭和42年度		昭和43年度		昭和44年度		昭和45年度			
	一般	特殊	普通日	休日	特殊休日	普通日	休日	特殊休日	普通日	休日	特殊休日	普通日	休日	特殊休日
宿・日直手当 (月額)	525円	785円	615円	845円	985円	690円	935円	1,085円	760円	1,045円	1,215円	945円	1,220円	1,415円
精勤賞与	525円	785円	565円	845円	985円	625円	935円	1,085円	700円	1,045円	1,215円	875円	1,220円	1,415円
	760円	915円	835円	985円	1,260円	920円	1,085円	1,350円	1,030円	1,215円	1,555円	1,315円	1,415円	1,810円
発破手当	760円	915円	1,175円	1,175円	2,040円	1,730円	2,040円	2,610円	左同	左同	95円	左同	105円	125円
	15日以上施行 14日以上	月額1,500円 日額60円	40本以上施行 80本	日額8円 10円	他に	80本以上 115円	施行本数40本未満 85円	40本以上 100円	左同	左同	110円	左同	125円	140円
出納手当(月額)	600円	600円	600円	600円	600円	600円	600円	600円	600円	600円	600円	600円	600円	600円
臨時入坑手当(月額)	170円	170円	170円	180円	180円	200円	200円	200円	220円	220円	235円	235円	235円	235円
労務連絡員手当 (月額)	6,205円	3,845円	6,435円	3,990円	3,990円	6,435円	3,990円	6,435円	6,820円	7,263円	7,263円	7,263円	7,263円	7,263円
	3ヶ月毎に本給の11.7%支給し 欠勤1日に付0.15%減率	3ヶ月毎に本給の11.7%支給し 欠勤1日に付0.15%減率	3ヶ月毎に本給の11.7%支給し 欠勤1日に付0.15%減率	3ヶ月毎に本給の11.7%支給し 欠勤1日に付0.15%減率	3ヶ月毎に本給の11.7%支給し 欠勤1日に付0.15%減率	3ヶ月毎に本給の11.7%支給し 欠勤1日に付0.15%減率	3ヶ月毎に本給の11.7%支給し 欠勤1日に付0.15%減率	3ヶ月毎に本給の11.7%支給し 欠勤1日に付0.15%減率	3ヶ月毎に本給の11.7%支給し 欠勤1日に付0.15%減率	3ヶ月毎に本給の11.7%支給し 欠勤1日に付0.15%減率	3ヶ月毎に本給の11.7%支給し 欠勤1日に付0.15%減率	3ヶ月毎に本給の11.7%支給し 欠勤1日に付0.15%減率	3ヶ月毎に本給の11.7%支給し 欠勤1日に付0.15%減率	3ヶ月毎に本給の11.7%支給し 欠勤1日に付0.15%減率
別居手当(月額)	2,038円	1,631円	2,100円	1,700円	1,700円	2,100円	1,700円	2,100円	2,150円	2,150円	2,200円	2,200円	2,200円	2,200円
	本給の3.4%+860円 +600円	本給の3.4%+860円 +600円	本給の3.4%+860円 +600円	本給の3.4%+860円 +600円	本給の3.4%+860円 +600円	本給の3.4%+860円 +600円	本給の3.4%+860円 +600円	本給の3.4%+860円 +600円	本給の3.4%+860円 +600円	本給の3.4%+860円 +600円	本給の3.4%+860円 +600円	本給の3.4%+860円 +600円	本給の3.4%+860円 +600円	本給の3.4%+860円 +600円
社宅外居住手当(月額)	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円
	有配600円	有配600円	有配600円	有配600円	有配600円	有配600円	有配600円	有配600円	有配600円	有配600円	有配600円	有配600円	有配600円	有配600円
診療所在勤手当(月額)	日額80円	日額80円	日額80円	日額80円	日額80円	日額80円	日額80円	日額80円	日額80円	日額80円	日額80円	日額80円	日額80円	日額80円
	800円	800円	800円	800円	800円	800円	800円	800円	800円	800円	800円	800円	800円	800円
医士(免許状下附)	2年2,500円	2年3,200円	2年2,500円	2年3,200円	2年3,200円	2年2,500円	2年3,200円	2年3,200円	2年3,500円	2年4,200円	2年4,200円	2年3,500円	2年4,200円	2年4,200円
	5年4,000円	5年5,000円	5年4,000円	5年5,000円	5年5,000円	5年4,000円	5年5,000円	5年5,000円	5年5,000円	5年6,000円	5年6,000円	5年5,000円	5年6,000円	5年6,000円
技術者	1,200円	600円	800円	600円	600円	800円	600円	600円	2,000円	1,000円	1,000円	3,000円	3,000円	3,000円
	400円	400円	400円	400円	400円	400円	400円	400円	800円	800円	800円	1,500円	1,500円	1,500円
歯科技師	400円	400円	400円	400円	400円	400円	400円	400円	600円	600円	600円	1,300円	1,300円	1,300円
	300円	300円	300円	300円	300円	300円	300円	300円	300円	300円	300円	800円	800円	800円
看護婦	1,048円	1,128円	1,048円	1,128円	1,128円	1,048円	1,128円	1,128円	1,401円	1,401円	1,587円	1,587円	1,587円	1,587円
	1回につき198円	1回につき213円	1回につき198円	1回につき213円	1回につき213円	1回につき198円	1回につき213円	1回につき213円	1回につき265円	1回につき265円	1回につき300円	1回につき300円	1回につき300円	1回につき300円
救護隊手当(練習手当)	時間外の召集に対し特別呼出手 当を支給する。	時間外の召集に対し特別呼出手 当を支給する。	時間外の召集に対し特別呼出手 当を支給する。	時間外の召集に対し特別呼出手 当を支給する。	時間外の召集に対し特別呼出手 当を支給する。	時間外の召集に対し特別呼出手 当を支給する。	時間外の召集に対し特別呼出手 当を支給する。	時間外の召集に対し特別呼出手 当を支給する。	左同。他に召集1回に付20円 を支給する。	左同。他に召集1回に付20円 を支給する。	左同。他に召集1回に付20円 を支給する。	左同。他に召集1回に付20円 を支給する。	左同。他に召集1回に付20円 を支給する。	左同。他に召集1回に付20円 を支給する。
	左同。他に召集1回に付20円 を支給する。	左同。他に召集1回に付20円 を支給する。	左同。他に召集1回に付20円 を支給する。	左同。他に召集1回に付20円 を支給する。	左同。他に召集1回に付20円 を支給する。	左同。他に召集1回に付20円 を支給する。	左同。他に召集1回に付20円 を支給する。	左同。他に召集1回に付20円 を支給する。	左同。他に召集1回に付20円 を支給する。	左同。他に召集1回に付20円 を支給する。	左同。他に召集1回に付20円 を支給する。	左同。他に召集1回に付20円 を支給する。	左同。他に召集1回に付20円 を支給する。	左同。他に召集1回に付20円 を支給する。

◎ 昭和46～50年度基準外諸手当推移表

(別表3)

種別	昭和46年度			昭和47年度			昭和48年度			昭和49年度			昭和50年度		
	普通日	休日	特殊休日	普通日	休日	特殊休日	普通日	休日	特殊休日	普通日	休日	特殊休日	普通日	休日	特殊休日
宿・日直手当 (月額)	1,065円 920	1,375円 1,555	1,595円 2,075	1,195円 1,745	1,545円 1,820	1,790円 2,330	1,380円 2,020	1,790円 2,100	2,070円 2,690	2,140円 3,140	2,780円 3,260	3,220円 4,180	円	円	円
発破手当	施行本数40本未満 月額120円 40本以上 " 145 80本以上 " 160			施行本数40本未満 月額135円 40本以上 " 165 80本以上 " 230			施行本数40本未満 月額150円 40本以上 " 190 80本以上 " 280			施行本数40本未満 月額230円 40本以上 " 300 80本以上 " 440			施行本数40本未満 月額 40本以上 80本以上		
出納手当(月額)	600円			600円			円			900円			900円		
臨時入坑手当(月額)	260円			285円			320円			500円			500円		
労務連絡員手当(月額)	7,745円 4,785			8,190円 5,080			8,830円 5,475			11,275円 6,990			11,275円 6,990		
精勤賞与	3ヶ月毎に本給の6.63%支給し欠勤1日に付0.085%減率			3ヶ月毎に本給の5.89%支給し欠勤1日に付0.075%減率			3ヶ月毎に本給の%支給し欠勤1日に付%減率			3ヶ月毎に本給の3.13%支給し欠勤1日に付0.04%減率			3ヶ月毎に本給の%支給し欠勤1日に付%減率		
北海道産鉱手当(月額)	2,280円 1,880			2,387円 1,987			円 "			2,537円 2,137円			円 "		
"加算分	本給の3.4%+860円 "+600円			本給の3.4%+860円 "+600円			本給の%+ "			本給の2.8%+860円 600円			本給の3.733%+3,262円 扶養家族1人の場合1,662円 1人増す毎1,000円		
別居手当(月額)	5,000円			5,000円			円			7,000円			円		
社宅外居住手当(月額)	有配600円 単身300円			有配600円 単身300円			有配円 単身円			有配円 単身円			有配円 単身円		
診療所在動手当	月額1,200円 日額48円			月額1,200円 日額48円			月額1,200円 日額80円			月額2,000円 日額80円			月額円 日額円		
医務(免状状下附)	5年~7,500円 10年~8,500円			5年~7,000円 10年~9,000円			5年~8,500円 10年~9,500円			5年~10,500円 10年~11,500円			5年~円 10年~円		
レントゲン技師	4,000円			4,200円			4,700円			6,700円			円		
衛生検査技師	2,500円			2,700円			3,200円			5,200円			円		
齒科技士	2,300円			2,500円			3,000円			5,000円			円		
看護婦	1,200円			1,300円			1,500円			3,000円			円		
その他	500円			600円			600円			1,000円			円		
救護隊手当	月額1,790円 1回につき338円			月額2,016円 1回につき381円			月額円 1回につき円			月額円 1回につき円			月額円 1回につき円		
練習手当	召集1回に付120円を支給する。			召集1回に付120円を支給する。			召集1回に付円を支給する。			召集1回に付円を支給する。			召集1回に付円を支給する。		
召集手当	召集1回に付120円を支給する。			召集1回に付120円を支給する。			召集1回に付円を支給する。			召集1回に付円を支給する。			召集1回に付円を支給する。		

⑦ 昭和25～40年度期末手当推移表 (単位：円)

備 考	期 別	25年		26年		27年		28年		29年		30年		31年		32年	
		前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後
職 員		3,000	4,350	11,200	24,000	38,000	27,500	27,500	27,500	25,300	1括支給平均 789	24,800	28,150	34,900	49,200	69,800	76,300
受 給 員		1,000	1,650	3,700	(1,000)	(1,000)	(1,000)	8,200	(1,000)	(1,000)	1括支給平均 240	7,300	8,300	(1,700)	(1,700)	(1,700)	(1,700)
結 算 基 礎		1,000×3 =3,000	1,650×3 =4,950	3,700×3 =11,100	7,300×3 =24,000	11,250×3,288 =37,000	8,550×3,290 =27,472	8,650×3,293 =28,472	7,800×3,25 =25,350	7,550×3,244 =24,492	1括支給平均 240	7,300	8,300	(1,700)	(1,700)	(1,700)	(1,700)
額		1,000×3 =3,000	1,650×3 =4,950	3,700×3 =11,100	7,300×3 =24,000	11,250×3,288 =37,000	8,550×3,290 =27,472	8,650×3,293 =28,472	7,800×3,25 =25,350	7,550×3,244 =24,492	1括支給平均 240	7,300	8,300	(1,700)	(1,700)	(1,700)	(1,700)
本 給 振 分 (A)		700 均等割 2,300	4,350	11,200	21,900	34,000	24,500	24,500	22,450	22,389	21,950	25,258	31,385	45,067	63,938	70,196	
平 均					2,100	4,000	3,000	3,000	2,850	2,850	2,850	2,850	2,852	3,515	4,103	5,862	6,104
定 数					7,000	20,000	20,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	21,000	30,000	33,000
公 債						60×80%	同	同	同	同	同	同	同	同	60×78%	同	同
内 見		1,000			4,000	6,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	5,000	9,000	15,000	17,000
記 簿		1,000	1,000	1,500	4,000	6,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	5,000	9,000	15,000	17,000
地 金				800	2,000	3,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,500	4,500	7,500	8,000
備 考					身長以下男子 平均										男女こみ平均と なる		

⑧ 昭和46～50年度期末手当推移表 (単位：円)

摘要	年・期・別	昭和46年度		昭和47年度		昭和48年度		昭和49年度		昭和50年度	
		前	後	前	後	前	後	前	後	前	後
妥 結	職 員	196,200	196,700	213,700	233,700	"	345,700	473,200	534,700	534,700	"
	産 業 協 力 金	5,000 (1,700)	5,000 (1,700)	5,000 (1,700)	5,000 (1,700)	"	"	"	"	"	"
額	員	103,500	104,000	114,000	125,500	"	"	265,000	"	315,000	"
	基 礎	前期+20,000	前期+500	前期+17,000	前期+20,000	"	"	前期+127,500	前期+61,500	"	"
配 分 内 容	本 給 按 分 (A)	182,457	183,124	198,723	217,388	"	"	383,378	443,383	444,390	"
	平 均	13,743	13,876	14,977	16,312	"	"	一律額 47,000	53,000	53,000	"
	最 高	43,000	43,000	45,000	47,000	"	"	査定 32,822	38,317	37,310	"
	有 扶 身	73,000 30,000	73,000 30,000	79,000 33,000	86,000 36,000	"	"	"	"	"	"
最 低 補 償	病 欠	30,000	30,000	33,000	36,000	"	"	"	"	"	"
	病 欠 以 外 の 場 合	本給の50%	本給の50%	本給の50%	本給の50%	"	"	本給× $\frac{50}{150}$ 2.92+47,000	本給× $\frac{50}{150}$ 3.31+53,000	本給× $\frac{50}{150}$ 3.4+53,000	"
見 舞 金	公 傷	本給×2.835×90%	本給×2.863×90%	本給×2.73×90%	本給×2.99×90%	"	"	(本給×2.92+47,000)×90%	本給×3.31+53,000×90%	本給×3.4+53,000×90%	"
	私 有 病 身	69,000	69,000	75,000	82,000	"	"	160,000	180,000	180,000	"
備	考 率	2.835	2.863	2.73	2.99	"	"	2.92	3.31	3.40	"
	職 比	1.81	1.8	1.8	1.79	"	"	1.78	"	"	"

3 清水沢炭鉱閉山，夕張新鉱事故等資料

① 清水沢炭鉱閉山関係

清水沢炭鉱閉山に伴う総括経過報告

昭和55年1月14日労使協議会が開催され、清水沢炭鉱閉山提定が出された。これに基づいて、1月18日第四回地区委員会を開き清水沢炭鉱閉山の提案内容の説明をし、引続き執行部より「今後の取組みと基本方針」が提案され、審議の結果、確認された。この基本方針に基づいて清水沢炭鉱調査委員会を設け、1月28日清水沢炭鉱の入坑調査を行ない、それぞれ問題点を検討し調査委員会としての結論をまとめた。

2月15日第五回地区委員会を開き、調査委員会の調査報告を行ない、閉山やむなしの確認をえ、完全雇用を前提とし条件交渉を行なう。以上一括確認された。

2月28日第一回職員分科会を開催し、諸条件について協議に入ったが、未だ炭労が決まっていない経緯もあり、交渉の進展もなく中断された。

3月11日午後1時より第二回職員分科会が開かれたが、会社提案と組合提案との開きが大きく、特に交付金について交渉は難行し双方意見が対立したまま3時20分に至り、一時交渉が中断された。このあと4時より清水沢炭鉱会議室において、現在までの経過について職場報告会を行ない意見や要望などをまとめ検討に入った。

何れにしても諸条件が決まらなければ所要人員及び移行人員の協議も遅れると判断し、引続き精力的に交渉を行なうことを意志統一し職場報告会を終わった。

引続き午後7時より第三回職員分科会が開かれ、完全雇用を前提とし所要人員について交渉に入ったが、未だ移行人員については労組も決まっていない状態なので、後日早急に協議をする事を約し万一所要人員より外れた人の場合を考え別紙の通り要求書を出した。

交付金支給について再度交渉を行なったが、会社は、清水沢炭鉱の閉山に伴う社員の退職者に支払うのに交付金を使用させてほしいと繰返し、組合としては個人の労務債であるし性格上問題が多いとし、双方の意見が対立し長時間にわたり論議をしたが、平行線の状態で進展がなく、午後9時より団体交渉に切替え再交渉をした。執行部も鋭意交渉を進めて来たが、会社は退職者に交付金を使用したい、再三であるが御協力願いたいとし前進回答が見られず、執行部としても検討の結果、

- (1) 清水沢炭鉱閉山に伴う退職者に支払うと云う事なので理解せざるを得ない。
- (2) このまま引続き交渉を行なっても前進するものは無い。亦移行問題も残ってるので解決せざるを得ない。

以上の判断に立ち、13日午前12時30分に至り不満ではあるが解決せざるを得なかった。

執行部としては、これからの所要人員計画に当り労働条件の向上を目指し、保安確保、安定職場の確立にむけて努力をして行く。

以上清水沢炭鉱閉山に伴う妥結に至るまでの経過報告とする。

◇調査委員会の経過報告◇

55.2.6

第5回地区委員会で審議され決定した「清水沢炭鉱閉山に伴う」調査委員会の構成人員については執行部で鋭意検討の結果、協議会2名、夕張職組2名、清水沢地区副委員長1名、保安委員1名、計6名が決り直に取組みに入り調査検討を行った。その経過と内容は次の通りである。

調査の重点は会社が提示した「清水沢炭鉱閉山に伴う炭量」について、双方が清水沢炭鉱において協議が行われた。

冒頭会社側より清水沢炭鉱の概況並炭量（資料に基いて）について説明を受けた後、引続き質疑のあと直に入坑調査を行い、実態調査をし出坑後検討結果をまとめた。

一、調査日程

55年1月28日(月)午前10時より清水沢炭鉱において、鈴木炭鉱長他松田次長、伊藤管理課長が出席し、閉山に伴う理由の細部説明を受けた後、二班に別れ入坑調査を行う。

第一班 10尺現区域方面調査

木本議長、北野委員長、高橋副委員長（伊藤課長）

第二班 南部10尺第4ロング下段方面

小野局長、吉田書記長、三上保安委員（松田次長）

二、調査の内容

1) 坑内骨格の状況

第一斜坑群、連絡ベルト斜坑、第二斜坑群及び第三斜坑群と排気立坑を浅部の骨格とし、連絡坑道入、排気斜坑と盤上坑道又は盤下坑道等を組合せた骨格で各地並の展開は現区域、西部区域、南部区域等に盤上坑道または立入坑道より各炭層に着炭し、片盤向長壁式切羽を設けている。

2) 生産状況

① 南部区域

南部区域は平安8尺層と其の下にある10尺層の稼行をしてきたが、平安8尺層を見ると修正再建計画炭量28万9千トンに対し、40万2千トンを採掘し計画より11万3千トンも上廻る実績を出し、53年度で平安8尺層は終掘をしている。

亦此の層の下にある10尺層については現稼行切羽も含めて計画が70万5千トンに対し、41万5千トンで29万トンの落込みになっている。此の主としたる原因は炭層が褶曲断層群による為稼行が不能となり、計画された切羽にそれぞれ惹起し減量となって来ている。

調査の対照となった南部10尺第4ロング下段においては上段を稼行したときに褶曲部からなる断層群により予定より早く稼行が終了している。何れにしても断層により各切羽が予定より早く終了を期したので、計画外に可採炭量の代替として設定したのが此の第4ロング下段切羽である。然し炭層の山丈が2米近くあるが、此の炭層の中に岩盤が3段階に分布されており、実質炭丈は1米前後位しかない。

亦ゲートの先進坑道を見ると、切羽より100米先に断層があり10米位の無炭帯とな

り、ここで切羽を切替えて先に稼行しても其の先約 100 米先では完全に無炭地帯となっている。

此の様な状態の中で稼行をしているが、上下盤の乱れが多く見られ保安確保にも対策を講じているのが現状である。

② 10 尺層現区域

10 尺層現区域を見ると、非常に上下盤が乱れ、悪化している状態の中で、切羽を設定し稼行する実態ではない。

4 片、5 片を考えるとボーリングの結果、炭層傾斜が 40 度～50 度と判明し、現在のドラムカッターの採掘には不適であるし、保安面から見ても問題が多い。

6 片、7 片については 10 尺ベルト卸 No.2 掘進により、断層の為落差 80 米が判明し採掘不適となっている。

これによる計画出炭 25 万 3 千トンが全面的に不能になっている。

亦 4 片 8 尺后向下炭ロングについても、代替ロングとして計画をしていたが、炭丈は 1 米程度がボーリングの結果判明しているのと、以前に上炭払をしたときの坑道に溜水があり、此の対策と断層対策が必要となり、経済性と保安確保の面から考えると至難である。

3) 保安関係

炭層状態が不安定の為 54 年度においては、重大災害が発生している。これらの状態を見ると地質構造や炭層の賦存状況等からして、保安確保の確立においては万全の策を講じる必要がある。

北炭の中でも災害率の低い炭鉱ではあるが、上下盤の不良、亦断層との対策から災害防止には一段と対策が講じられなければならない。

三、結 論

以上実態調査の経過から調査委員会としては、次の通り判断をした。

- 1) 南部区域の平安 8 尺層は 53 年に採掘が完了し、其の後 10 尺層の採掘に当り平和断層の派生断層群により面長減、片盤長減となり採掘区域がせばまり、又地上表示物件維持保護のため計画を中止せざるを得ない区域も発生した。随って現南部第 4 ロング下段切羽以外に安定した採掘区域は見当らない。
- 2) 10 尺現区域においては上下盤の乱れ、断層の介在並炭層の傾斜が非常に強く計画が中止されているが、何れにしても採掘が出来る様な炭層条件ではないのと保安確保の面においても必要以上の対策が考えられる。
- 3) 4 片后向下炭については、上炭払跡の溜水対策が必要とされ且経済炭量としてもとぼしく、保安面からも避けるべきと考えられる。

以上自然条件の劣悪に伴い、現状からみて「生産能率の向上」及「収支の改善」は望めず、石炭政策が抜本的に改められない限り、存続は難しいと判断する。

今後は保安確保に万全の対策と指導を講ずるべきである。

以上調査委員会としては結論をまとめた。

随って 55 年 4 月末日清水沢炭鉱閉山もやむなしと判断し提案致します。

以 上

昭和55年2月 日

北炭夕張炭鉱株式会社

取締役社長 神野 哲 一 殿

北炭夕張職員組合

執行委員長 北野 潔

清水沢炭鉱閉山提案に伴う回答書

1月14日会社側より清水沢炭鉱閉山に伴う提案があり、夕張職員組合としては清水沢炭鉱閉山に伴う調査委員会を設置し、1月28日清水沢炭鉱において入坑、調査、検討の結果、次の通り判断し確認致しました。

- (1) 南部区域の平安8尺層は53年に採掘が完了し、其の後10尺層の採掘に当り平和断層の派生断層群により面長減、片盤長減となり、採掘区域がせばまり、又地上表示物件維持保護のため計画を中止せざるを得ない区域も発生した。随って現南部第4ロング下段切羽以外に安定した採掘区域は見当らない。
- (2) 10尺現区域においては上下盤の乱れ、断層の介在並炭層の傾斜が非常に強く、計画が中止されているが、何れにしても採掘が出来る様な炭層条件ではないのと、保安確保の面においても必要以上の対策が考えられる。
- (3) 4片后向下炭については、上炭払跡の溜水対策が必要とされ、且経済炭量としてもとぼしく、保安面からも避けるべきと考えられる。

以上、自然条件の劣悪に伴い、現状からみて「生産能率の向上」及び「収支の改善」は望めず、石炭政策が抜本的に改められない限り、存続は難しいと判断する。

今後は保安確保に万全の対策と指導を講ずるべきである。

随って55年4月末日清水沢炭鉱閉山もやむなしと判断し、完全雇用を前提として諸条件について要求致します。

以 上

(会社提案)

清水沢炭鉱閉山諸条件（社員関係）

1. 閉山時期

現行稼行中の区域が略々終掘となる昭和55年4月末を以て閉山とする。

2. 退職時期

閉山の時期を以て全員解雇する。

3. 雇用計画

(1) 坑内係員の適格者は北炭夕張炭鉱株式会社（50名程度）並びに北炭真谷地炭鉱株式会社及び北炭幌内炭鉱株式会社に再雇用する。

(2) 坑外及び事務系係員については極力北炭夕張炭鉱株式会社並びに北炭真谷地炭鉱株式会社及び北炭幌内炭鉱株式会社に再雇用するよう努力する。

- (3) 退職者については労使による就職斡旋委員会を設け関連企業をはじめとし、政府、道、夕張市等関係各方面に働きかけて就職斡旋に最大限の努力をする。
 - (4) 坑内係員の適格者を坑内状況に応じて逐次北炭夕張炭鉱株式会社並びに北炭真谷地炭鉱株式会社及び北炭幌内炭鉱株式会社に昭和 55 年 7 月末迄に再雇用を完了する。
再雇用計画の細部については別途協議する。
4. 閉山に伴う諸条件
別紙の通り。

以 上

別 紙

閉山に伴う諸条件

1. 再雇用者

(イ) 解雇予告手当

平均賃金の 30 日分を支給する（税込）。

(ロ) 支 度 金

支度金として次の金額（税込）を支給する。

	有 扶 者	単 身
坑内勤務者	190,000 円	140,000 円
坑外勤務者	140,000 円	110,000 円

尚、再雇用後 1 年以内に自己都合により退職した場合は一括返済のこととするが、退職事情等について組合と協議の上行なう。

(ハ) 労働条件

労働条件については解雇時の事情を勘案し継続勤務したものと同様の取扱とするよう努力する。

2. 退 職 者

(イ) 退 職 手 当

社員退職手当協定の社務都合退職の取扱とする。

但し、閉山後 1 年以内に停年に到達する者については停年退職の取扱とする。

再採用社員及び嘱託社員については勤続の年月により取扱う。

(ロ) 解雇予告手当

平均賃金の 30 日分を支給する。

(ハ) 期末手当、帰郷旅費、年次有給休暇残日数慰労金

55 才未満の者については社務都合の取扱とし、再採用社員及び嘱託社員については期間満了の取扱とする。

(ニ) 炭鉱離職者臨時措置法の適用

関係官庁に申請する。

3. 退職手当等の支払時期

別途協議とする。

昭和55年2月20日

北炭夕張炭鉱株式会社
取締役社長 神野哲一 殿

北炭夕張炭鉱職員組合
執行委員長 北野 潔

要 求 書

清水沢炭鉱閉山提案より職員組合調査委員会の結論に基づき、下記の通り要求いたします。

記

一、完全雇用

北炭夕張炭鉱株式会社並びに北炭真谷地炭鉱株式会社及び北炭幌内炭鉱株式会社に全員再雇用すること。

二、再雇用者の取扱いについて

1. 退職金

- 1) 石炭鉱業合理化臨時措置法施行第1条の3、1のイ並びに1のハによる交付金の範囲内で支給のこと。
- 2) 48年以降の変化要因もあるので控除利率の引下げをすること。

2. 解雇予告手当

平均賃金の30日分を支給のこと。

3. 雇用支度金

鉱員と同額とし坑内外の差はつけないこと。

4. 酒肴料

一律3.5万円を支給のこと。

5. 労働条件

閉山時の労働条件を継続維持のこと。

6. 炭鉱離職者臨時措置法の適用を申請のこと。

7. 支払時期

別紙による。

三、退職する者の取扱いについて

停年1年以内の者の取扱い

1. 退職金

1年以内に停年に到達するものにして本人が退職を希望する場合は停年退職の取扱いとすること。

2. 解雇予告手当

平均賃金の30日分を支給のこと。

3. 酒肴料

一律3.5万円を支給のこと。

4. 期末手当、帰郷旅費、有給休暇残日数慰労金

停年退職の取扱いとすること。

5. 炭鉱離職者臨時措置法の適用を申請すること。
 6. 支払時期
別紙による。
- 四、停年再採用者（含嘱託）の取扱いについて
1. 退職金
期間満了者の取扱いとすること。
 2. 解雇予告手当
平均賃金の30日分を支給のこと。
 3. 酒肴料
一律3.5万円を支給のこと。
 4. 期末手当、帰郷旅費、有給休暇残日数慰労金
期間満了者と同じ取扱いとすること。
 5. 炭鉱離職者臨時措置法の適用を申請のこと。
 6. 支払時期
別紙による。

以上

別紙

閉山に伴う諸条件

一、支払時期

1. 再雇用者の取扱いについて
 - 1) 再雇用者の支度金については再雇用時に支給すること。
 - 2) 退職金並びに諸条件については交付金の支払時期に支払うこと。
2. 退職する者の取扱いについて
 - 1) 退職金は退職時に支払いのこと。
 - 2) 諸条件については交付金の支払時期に支給のこと。

二、その他

1. 未払金についての所在を明らかにすること。
2. 所要人員計画を明示のこと。
3. 夕張新炭鉱に再雇用された者に対する通勤計画並びに住宅計画を明示すること。

三、旧夕張新第二鉱移行者の取扱いについて

旧夕張新第二鉱の移行者の退職金については清水沢炭鉱閉山交付金支給時期と同様に取扱うこと。

以上

清水沢閉山に伴う諸条件妥結内容

	再雇用者	退職する者の取扱い		其の他
		停年1年以内の者並再採用者	其の他の者	
退職金		1. 自己都合退職者 自己都合扱い 2. 再雇用されない者 社務都合扱い 3. 上記1, 2の者で停年1年未満の者は停年退職扱いとする 4. 再採用者 期間の月日による扱とする	1. 停年1年以内の者については停年扱い 2. 上記以外については、社務都合扱い	1. 未払金についての所在を明らかにすること。 ・ 退職手当 退職時の分は退職会社負担とし、再雇用会社を退職した時は退職金を支払時に採用会社を経由して支払う。 ・ 未払金 退職会社負担として支払時に採用会社を経由して支払う。 2. 所要人員計画を明示のこと。 ・ 后日別途協議とする。 3. 旧夕張新第二炭鉱の移行者の退職金については、清水沢炭鉱閉山交付金支給時期と同様に取扱うこと。 ・ 資金事情より支給出来ない。
解雇予告手当	平均賃金の30日分支給(税込)	平均賃金の30日分支給(税込)	平均賃金の30日分支給(税込)	
再雇用支度金	有扶 350,000円 単身 260,000円			
酒肴料	一律 10,000円税込	一律 10,000円税込	一律 10,000円税込	
期末手当、帰郷旅費、有給休暇残日数慰労金		停年1年未満の者 停年退職の取扱いとすること 停年再採用者(含嘱託) 期間満了者の取扱いとすること	停年1年以内のものについては停年扱い、以外のものについては社務都合扱いとす。	
労働条件	解雇時の事情を勘案し継続勤務した者と同様の取扱いをする様最大限の努力をする。			
炭鉱離職者臨時措置法	幌内、真谷地炭鉱再雇用者については関係官庁に申請する。	関係官庁に申請する	関係官庁に申請する	
支払時期	再雇用支度金 移行時に支給する。 解雇予告手当 交付時に社内資金に繰入れ1年間凍結す 酒肴料	退職金、交付金交付時に労務債の範囲内で支給し残額は56年度中に支払う。 諸条件交付時に支給する。	左記と同じ	
移行協力金	一括組合に支給す 移行者に1人10万、5月中に支給す		閉山餞別金として一括組合に支給す。1人7万を支給す。	
通勤体制	住ノ江、遠幌よりの通勤者に対しては当分の間通勤バスを運行する。			
其の他	控除利率の引下げについては協議会の場で交渉したい。		1. 就職斡旋に当たっては、本人の希望を尊重し事前に組合と協議を行うこと 2. 就職確定までは労働協第30条については就職斡旋に最大限を努力した結果該当事が出た場合は別途協議としたい。	

職 員 移 行 先

		夕張新炭鉱	幌内炭鉱	真谷地炭鉱	退職	その他	計
主任	採 鉱	5	1	1	1		8
	機 械	2	1	1	1		5
	電 気	1					1
	その他						
	計	8	2	2	2		14
係員	採 鉱	19	5	4	6		34
	機 械	7	2	1	3		13
	電 気	3	3				6
	その他	4	1		3		8
	計	33	11	5	12		61
計	採 鉱	24	6	5	7		42
	機 械	9	3	2	4		18
	電 気	4	3				7
	その他	4	1		3		8
	計	41	13	7	14		75

② 夕張新炭鉱事故関係

新炭鉱坑内事故経過

1. 発生日時 昭和55年8月27日 22時51分頃
2. 事故現場 南排気斜坑(坑口より1,980m地点)
3. 災害の種類 自然発火
4. 罹災者 なし
5. 状況及び経過

8月27日22時51分頃、当該現場を巡回中の係員が該現場の異常を発見、指令室に連絡があった。それを受け指令室は23時坑内全域の入坑者全員(592人)に出坑指令を出し、8月28日0時15分全員の出坑を確認した。0時40分救護隊2ヶ班12名及び職員37名が入坑し、南排気斜坑部にF.A流送準備及びビニール幕による通気遮断を開始した。其の後9時55分までに新炭鉱59名、真谷地13名、幌内11名、計83名の救護隊が順次入坑し、入気側密閉地作りクロス張、排気側散水-600L、中央第一立入、第二立入、北坑道の偵察作業を行なう。一方流送水は9時07分開始したが、密閉箇所内のCH₄の量が5%になった為、10時20分全員退避命令を発し、11時20分までに全員出向完了した。以後第二立坑(総排気)の観測を行ない、対策検討のため許可を得て10時18分救護隊27名が入坑探険をし、8月29日以降の主なる作業を検討実施に入る。9月30日に現段階における応急対策の方針が出された。

- (1) 操作再開に向け、通気骨格確保のための作業として

- イ) 第二立坑周辺坑底坑道の放水による冷却並びに山固め取明け作業
- ロ) -600 L 中央第一立入の放水による冷却並びに山固め取明け作業
- ハ) -600 L 中央第二立入及び南排気斜坑の密閉放棄作業
- (2) 第二立坑の通気量（現状約 6,000 m^3/min ）よりする切羽整備の作業
 - イ) 西部全区域の山固め補修作業
 - ロ) 南部区域については当面全体通気の観点から一時仮密閉を行なうが、操業再開時には復元する。
- (3) 北部区域については、入排気斜坑とも水封して暫時状況を見ることとする。
- (4) 機器整備については、被害箇所の早期修復の作業を行なう。

以上の方針に随って作業を進めた。この結果、9月16日迄に作業状況の多少の変更はあったが、

- 1) -600 L 中央第一、第二立入坑道は9月16日密閉を完了した。
- 2) 第二立坑第二連絡坑道の被災箇所については、第一、第二連絡坑道より、計5本のボーリング孔より注水冷却し、沈静化をはかっており保安確保上、早期に連絡目抜及び第二連絡坑道の密閉を完了する。
- 3) 通気系統の確立（-650 中央第一立入坑道、-650 北坑道、北第三盤下坑道）については9月19日通気変更の実施により、被災による通気障害は解消され正常化となり、西部区域の末端切羽までの保安を確保し得る状態となった。又、安全保障措置として、第一立坑を排気立坑として切替出来る体制は確立している。
- 4) 9月19日での扇風機は負圧 540 mm、風量 6,815 $m^3/分$ 、等積孔 2.31（正常値 負圧 380 mm、風量 11,000~12,000 $m^3/分$ 、等積孔 3.64）
- 5) 9月20日に労使より全区域に亘る総点検を行ない、22日より全員就労をし、復旧一般作業の実施に入る。

救護隊はその後9月7日空知より4ヶ班が到着入坑作業を実施す。

9月19日 17時30分 幌内4班、真谷地3班解散を行ない帰隊す。

9月20日 12時40分 空知4班解散を行ない帰隊す。

9月21日 7時00分 夕張は一時体制を解き帰隊す。

9月23日に到り復旧計画が説明された。

- (1) 復旧工事として、通気系統再整備のための代替坑道掘進の計画案が出された。

- | | | |
|--------------------|-------|-------------|
| 1) 第二立坑第二連絡坑道切替 | 110 m | 10月上旬~11月上旬 |
| 2) -650 中央排気風道 | 90 m | 10月上旬~12月上旬 |
| 3) ベルト斜坑-690 目抜 | 23 m | 9月下旬~10月上旬 |
| 4) 北第三盤下連絡坑道 | 80 m | 10月上旬~11月下旬 |
| 5) 南第二下段排気立入 No.1 | 90 m | 11月中旬~12月上旬 |
| 6) 南第二排気立入 No.2 切替 | 115 m | 11月上旬~12月上旬 |
| 7) 南盤下添坑道 | 280 m | 12月~56年3月末 |

- (2) 復旧時の出炭

10月(23日) 1,000 t/日 (浴層も含む)	西第三 10 尺層	西第三 10 尺層	
11月(25日) 1,840 t/日 (")	層	上層	西第三 10 尺層
12月(26日) 3,160 t/日 (")	層	層	上層
			西第四 10 尺層
			上層

1月(25日) 3,220 t/日(") " " " " "
(南部区域は1月末で仮密閉を解除)
以上が現段階の実状である。

新炭鉱災害復旧に伴う基本方針の交渉経過

9月15日会社側より、今次災害による復旧作業の基本方針が提案された。冒頭現況は非常に中央並びに各界は厳しい。何んとしても労使の自己努力が絶対の条件である。責任の重大さを痛感しているが、当面は復旧の目途を立てるのが急務であるとし、次の様な提案が出された。

記

8月27日発生の自然発火事故は漸く沈静化しつつあるが、主要排気坑道を密閉せざるを得ないという重大事態となり、全面復旧にはかなりの日時を要する実状にある。この責任の重大さを痛感致しておりますが、当面は復旧の目途をたてるのが急務である。然しながら今次災害をめぐる関係各界の態度は想像を絶する極めて厳しいものであり、関係各界の合意なくしては復旧は到底実現し得ない。このためには復旧計画を作成するに当り徹底した「自己努力」を労使が確認し、実行することが絶対条件である。

生か死かの二者択一に当って労使のとりべき方途は明白であります。従って下記の通り復旧作業の早期完成を目的とする「復旧作業の基本方針」をご提案致しますので会社存続のため早急なご審議、ご了承を願いたい。

以上の提案をめぐり急拠地区委員会を開催し、検討を行なったが要望及び意見などを踏まえ執行部より一日も早く復旧する事を前提に4交替制の問題及び間接費の節減、坑外関係の問題並びに福利厚生費の徴収問題等を更に会社と交渉を進め解決を計って行く。随ってこの交渉については執行部に一任する。

以上確認後職員分科会を行ない細部について検討をし、23日午前10時より団交を開き、下記の通り会社生存に基き解決した。(協定書参照)

協 定 書

北炭夕張炭鉱株式会社と北炭夕張炭鉱職員組合とは、今次災害復旧にあたり、復旧作業の早期完成を目的とする「復旧作業の基本方針」に関し、下記の通り協定する。

記

1. 復旧期間の定義

下記各項目が夫々達成され、且、各切羽を整備し、安定出炭体制が確立した時点までを復旧期間とする。

- (1) 第2立坑の有効風量の復元
- (2) 南部区域の仮密閉の解放
- (3) 北部区域の通気の正常化

2. 復旧作業の促進

- (1) 所定休日も必要人員を確保し、復旧作業を実施する。
- (2) 主要坑道の炭層貫通箇所保安対策並びに切羽の先行体制の確立等の主要作業は原則として4交替制で実施する。
- (3) 特定休日として設定した昭和55年10月4日(土)並びに普通休日の昭和56年1月4日(日)は操業日とする。

3. 復旧作業員の確保

従前の対労組協定書の「出稼向上対策」を再確認するに当り、係員の積極的な呼びかけによって鉱員の出稼意欲の高揚をはかる。

4. 復旧作業期間中の職場規律の厳正化

従前の対労組協定書及び確認書の職場規律、作業管理に関する事項を再確認するにあたり、係員は毅然たる態度で迅速且つ適切な指示並びに措置をとる。

5. 間接経費の節減

- (1) 復旧期間中の経費減をはかるため、間接経費についてはあらゆる方策を講じ節減をはかる。
- (2) 坑外関係者については、勤務態様を検討し残業とならないようにする。
- (3) 福利厚生費を下記の通り徴収する。
 - (イ) 社宅管理料（一律）

社宅居住者	月額	1,800円
合宿居住者	月額	600円
 - (ロ) 社宅料（厚年住宅）

46, 47, 48年度建築	月額	700円
49, 50, 51年度建築	月額	1,200円
 - (ハ) 実施期日 昭和55年10月1日以降とする。

昭和55年9月23日

北炭夕張炭鉱株式会社
取締役社長 林 千 明

北炭夕張炭鉱職員組合
執行委員長 北 野 潔

議 事 確 認

北炭夕張炭鉱株式会社と北炭夕張炭鉱職員組合とは、昭和55年9月23日付協定書に関し、下記の通り確認する。

記

1. 協定書記2の(1)の所定休日の復旧作業には、切羽条件によっては、休日採炭も実施する。
2. 協定書記2の(2)の4交替制実施については別途協議する。
3. 協定書記2の(3)の昭和55年10月4日並びに昭和56年1月4日の出勤者については、出勤奨励給として時間割基礎額の1.25を支給する。
なお、昭和55年10月4日の特定休日は自由行使に繰り入れる。
4. 協定書記5の(2)の坑外関係者の勤務態様の検討については別途協議の上実施する。

昭和55年9月23日

北炭夕張炭鉱株式会社
取締役総務部長 赤石昭三

北炭夕張炭鉱職員組合
執行委員長 北野 潔

北炭職員組合協議会 組織対策委員会経過

組対委構成人員

協議会	木本亮博	小野博旨
夕張職組	北野 潔	高橋松雄
	福村信一	
幌内職組	鈴木儀信	渡辺徳雄
真谷地職組	木野英二	松岡 寛

6月27日	第一回	協議会組織対策委員会
7月19日	第二回	〃
7月20日	第三回	〃

上記の日程により55年度に向けて協議会の運営並北寮の維持について検討を行い、組対委

として下記の通り結論が出された。

組 対 委 結 論

55.7.20

※ 協議会の在り方について

分離以来、独立独歩を目標とした会社の意図が十分に発揮されているどころか、むしろ逆の方向へと進んでいる会社の実態から、その矛盾を痛恨しはじめ、協議会の存在について認識を強めている。資金的に「共同運命体」としての実情は避けて通れない現状では、今後も会社安定迄は当分続くものと推測される。

吾々は相手が困窮していればいる程、組合は安定した組織力をもって「事に当る」体制が望ましい姿と考える。又、組合内部についても、各組合間の調整、並びに指導する機関としての重要性が益々強まる折から、協議会の安定をめざし、各単年度毎の討議ではなく、将来展望についても志向すべきことと考えるが、それには各組合内部の財政並びに協議会自体の財政等が絡み合う事情も考慮し、現状の組合費3.3%以内で措置出来得る範囲内ならば現状の機構で運営するのがより好ましい事であると判断する。

以上の討議並びに上記考え方から、組対委として次の通り登申する。

一) 協議会について

1. 現行体制を継続し、議長は兼務とし事務局長を常駐する。
2. 議長は幌内、局長は夕張より選出し、具体的問題については各組合の体制決定後に大会に於て選衡委員会を設置し確認を得ること。
3. 55年度は現行会費より150円値上げとし、健全財政の運営に努力する。
4. 従来以上の活力ある行動、即ち、各委員会等に積極的に参画する等の奮起した行動を望む。
5. 各組合の財政の許容範囲で現行機構を継続し、各組合の財政並びに重大な体制変化が生じた場合は組対委を設置検討する。

二) 北寮について

北寮の本年度の収支見込については、各組合員の協力により、若干の収益も見込まれ、又、来年度の利用状況等も含め収支トントンとなる見込みである。

以上の報告に基き「組合員の共有な唯一の財産」との見地から、これを維持する責任も含め、このまゝ運営を継続するが、次の点に留意し健全な運営を期待し下記の通り答申する。

1. 北寮の存在についても、又、宿泊費の廉価等も含め、尚一層のアピールを図ること。
2. 宿泊費の値上げについては、十分な配慮をし、その値上げ額及び時期等の具体的問題については協議会委員会に一任する。
3. 補助費及びその他の問題については、協議会として積極的に取組むこと。
4. 北寮の「運営に支障が生じた場合」の措置については、大会に諮ることとする。

以 上